

平成23年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社ベスト電器 代表者名 代表取締役社長 小野浩司 (コード番号 8175 東証第1部、福証) 問合せ先 執行役員総務部長 森 良章 (TEL. 092-643-6828)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年5月26日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役として優秀な人材を迎えることができるように社 外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更 案第28条および変更案第37条のとおり新設するとともに、条数の繰り下げを 行うものであります。

なお、社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	現	行	定	款	変 更 案
(新	設))			(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間に、同法4 23条第1項の賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該 契約に基づく責任の限度額は、法令が規 定する額とする。
第 <u>28</u>	条~第 __	3 <u>5</u> 条	(条)	文省略)	第 <u>29</u> 条~第 <u>36</u> 条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定款		変 更 案
(新	*)			(社外監査役との責任限定契約) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法4 23条第1項の賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>36</u> 条~第	§ <u>41</u> 条	(条文省	各)	第38条~第43条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成23年5月26日 (木曜日) 定款変更の効力発生予定日 平成23年5月26日 (木曜日)

以上